

令和2年度調理師試験受験案内

- 1 試験日時 令和2年10月10日(土) 午後1時30分から午後3時30分まで
集合時間：午後1時(指定の座席へ着席)
開 場：正午 ※午後2時以降、試験室への入室はできません。

- 2 試験会場 「山形県庁」山形市松波二丁目8番1号(TEL023-630-2621)
ただし、受験者多数の場合は、追加して会場を設けるものとする。

3 受験資格

次に掲げる(1)学歴及び(2)実務経験を有する者

- (1) 学 歴 (次のいずれかに該当する者)

ア 中学校卒業以上の者

※学校教育法(昭和22年法律第26号)第57条の規定に基づき、高等学校の入学資格を有する者

イ 旧制国民学校高等科又は旧制中学校2年の課程を修了した者、又は厚生労働大臣が同等と認める者

- (2) 実務経験

次の施設又は営業において2年以上調理の業務に従事した者

(試験までの見込み期間は含まれません。証明日(願書提出時)現在又は過去において、2年以上の調理業務従事期間が必要です)

ア 施 設

寄宿舎、学校、病院等の施設であって、継続して1回20食以上又は1日50食以上を調理して供与する施設

イ 食品衛生法施行令(昭和28年政令第229号)第35条に規定するもののうち次の営業

飲食店営業、魚介類販売業、そうざい製造業

ただし、次の場合は上記の調理業務に従事したとは認めない。

- ① 専ら調理品の運搬、配達、食器洗浄等に従事している場合
- ② 栄養士、看護師、保育士等の職種として従事している場合
- ③ パート又はアルバイトで調理業務に従事している場合(ただし、週4日以上かつ1日実働6時間以上又は週5日以上かつ1日実働5時間以上勤務している場合を除く。)

- 4 試験科目 公衆衛生学 食品学 栄養学 食品衛生学 調理理論 食文化概論
以上の6科目全60問 マークシートによる四肢択一方式

5 受験手続

- (1) 受験願書請求先

令和2年4月24日(金)から、最寄りの総合支庁保健福祉環境部生活衛生課(最上総合支庁においては保健企画課生活衛生室)で配布する。

ただし、郵送を希望する場合は、請求者の住所、氏名、郵便番号を記し、140円切手を貼った返信用封筒(A4判の書類が折らないで入る大きさ)を封入の上、封筒の表に「調理師試験受験願書請求」と朱書きし、次に記載の宛先に請求すること。

〒990-8570 山形市松波二丁目8番1号（所在地記載省略可）

山形県防災くらし安心部食品安全衛生課

(2) 受験願書受付期間及び受付場所

令和2年6月12日（金）から同年6月26日（金）までの午前8時30分から午後5時15分まで（ただし、閉庁日を除く。）。県内在住の者は、最寄りの総合支庁保健福祉環境部生活衛生課（最上総合支庁においては保健企画課生活衛生室）へ持参すること。

県外在住の者は、山形県防災くらし安心部食品安全衛生課あて提出すること。ただし、県外在住者であって郵送による場合は、「調理師試験受験願書」と朱書きし、6月26日（金）までの消印があれば有効とする。

6 提出書類

(1) 調理師試験受験願書（受験票及び写真票を含む。） 1部

写真は、縦6センチメートル、横4センチメートルで出願前6か月以内に上半身、脱帽、正面から撮影したものとし、裏面に氏名を記入の上、写真票の所定の場所に貼付すること。

また、記入上の注意事項に従い、必要事項を記入のこと。

(2) 調理業務従事証明書（別紙様式） 1部

調理業務従事証明は、飲食店関係営業については、営業施設の許可を受けた営業者（法人の場合は、その代表者）が証明すること。その場合、職印があればそれを用い、個人が証明する場合は印鑑証明書を添付のこと。ただし、従事者と許可を受けた営業者が同一人、配偶者若しくは二親等内の血族の場合又は廃業等によって元の許可営業者がいない場合は、所属食品関係団体の長又は同業者の証明を受けること。

給食施設については、当該施設の施設長が証明すること。その場合、証明印は、当該施設の施設長の職印を用いること。（社印、組合印、団体印等であっても役職名が入っていないものは証明印とは認めない。役職印が別にある場合は、それぞれ押印のこと。）ただし、給食部門を委託している施設については、受託者が飲食店営業者である場合は飲食店営業者が証明すること。

※訂正箇所には、必ず証明者の訂正印を押印すること。

※記入にあたっては、「記入上の注意点」を参照すること。

(3) 卒業証明書若しくは修了証明書の原本又は卒業証書（原本提示）の写し 1部

最終学校（専修学校の場合は高等課程、専門課程に限る。）の卒業証明書若しくは修了証明書（高等学校認定試験合格証は不可）の原本又は卒業証書（原本提示）の写しを添付のこと。ただし、証明書に記載された姓と現在の姓が異なる場合は戸籍抄本を添付のこと。なお、郵送による場合は、卒業証明書又は修了証明書の原本に限る。

※学歴に関し、厚生労働大臣の個別審査により学力の認定を受けたものについては、認定書を添付すること。

※受験願書を受理した後は、いかなる理由があっても返還しない。

（上記の提出書類(1)～(3)に不備がないか確認した上で提出すること。なお、提出書類に不備がある場合は、受付をできない場合がある。）

（備考）

平成29年度以降に山形県調理師試験を受験した者で、受験票（原本）を提出する場合は、「(2) 調理業務従事証明書」及び「(3) 卒業証明書若しくは修了証明書の原本又は卒業証書（原本提示）の写し」の書類を省略することができる（他都道府県の受験票は不可）。

ただし、受験票に記載された姓と現在の姓が異なる場合は戸籍抄本を添付すること。

7 手数料

- (1) 山形県収入証紙(6,100円分)を受験願書裏面の所定の場所に貼付すること。
ただし、県外に住所を有する場合は、普通為替又は定額小為替によることができる。(普通為替又は定額小為替は、貼付しないで同封すること。)
- (2) 受験願書を受理した後は、いかなる理由があっても返還しない。

8 受験票の送付

受験票は令和2年9月10日(木)に発送(投函)する。

9月17日(木)までに受験票が到着しない場合はお問い合わせください。

※受験願書提出後、受験票発送までに転居された場合は、必ず郵便局に転居届を申請してください。

9 試験実施の委任

調理師法第3条の2第2項の規定に基づき、試験事務の一部(試験問題の作成、試験の運営、採点・合否の判定、合格通知)を指定試験機関(公益社団法人調理技術技能センター)に委任する。

10 合否判定基準(公益社団法人調理技術技能センター)

原則として、全科目の合計得点が満点の6割以上であるものを合格とする。

ただし、1科目でも得点が当該科目の平均点を著しく下回る場合は不合格とする。

11 合格発表

(1) 日 時 令和2年11月30日(月)午前10時

(2) 発表方法 ①ホームページ 公益社団法人調理技術技能センターホームページ
(<http://www.chouri-ggc.or.jp/>)

②掲示板 場所：山形県庁屋外掲示場

村山保健所、最上総合支庁、置賜総合支庁及び庄内総合支庁の
各屋外掲示板

期間：令和2年11月30日(月)～令和2年12月28日(月)

※合格発表は受験番号のみの発表とし、合否に関して電話による問合せには一切応じない。

(3) 合格通知書 合格者にのみ、合格通知書を11月30日(月)に発送する。

12 試験結果の開示

受験者本人から口頭による開示(簡易開示)請求があった場合、次により試験結果を開示する。

(1) 開示する内容

総合得点、科目別得点

(2) 簡易開示を行う期間及び時間

令和2年11月30日(月)から令和2年12月28日(月)までの午前9時から午後5時まで(11月30日は午前10時からとし、閉庁日を除く。)

(3) 簡易開示を行う場所

山形県防災くらし安心部食品安全衛生課(県庁2階)

(4) 口頭による開示請求に必要な書類

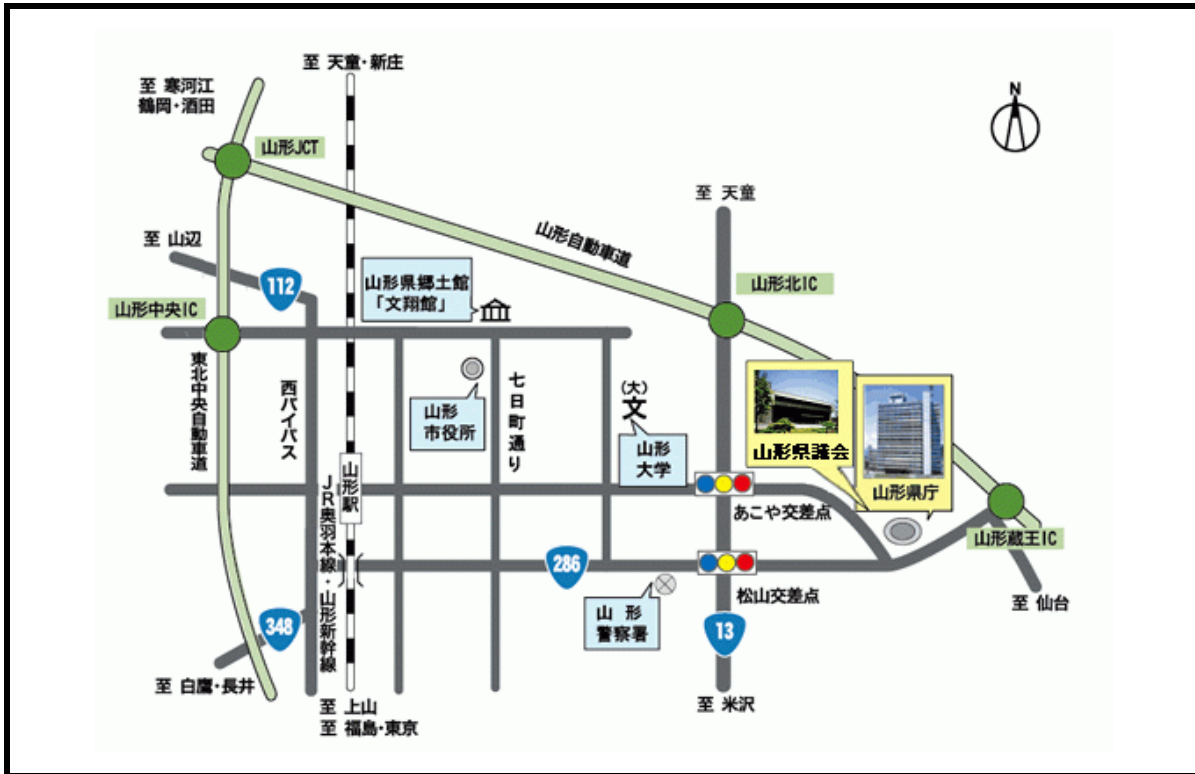
受験票及び受験者本人であることを証明するもの(運転免許証、旅券等)

(5) その他

口頭による開示請求を行うことができる者は受験者本人に限る。また、電話やメール等での口頭による開示請求は行うことができない。

受験会場 地図

山形県庁



※車椅子の使用など、受験上の配慮を必要とする方は、受験申請前にあらかじめご連絡ください。

※当日は、受験者以外の方は、建物内に入れません（健康上の配慮により、付添者が必要な場合は、あらかじめご連絡ください）。

※建物内は、禁煙です。

調理師試験に関する問い合わせ先

村山総合支庁 保健福祉環境部（村山保健所）生活衛生課 〒990-0031 山形市十日町一丁目6-6	023(627)1185
最上総合支庁 保健福祉環境部（最上保健所）保健企画課生活衛生室 〒996-0002 新庄市金沢字大道上2034	0233(29)1261
置賜総合支庁 保健福祉環境部（置賜保健所）生活衛生課 〒992-0012 米沢市金池七丁目1-50	0238(22)3740
庄内総合支庁 保健福祉環境部（庄内保健所）生活衛生課 〒997-1392 東田川郡三川町大字横山字袖東19-1	0235(66)4934
山形県防災くらし安心部食品安全衛生課 〒990-8570 山形市松波二丁目8-1	023(630)2621

※山形市保健所（山形市城南町一丁目1-1 霞城セントラル内）では受付していませんのでご注意ください。